別表第二（第二条関係）

機能ID	中項目	機能名称	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考	適合基準日
0300001	2.1 共通	連携方式	・「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第７条第１項に規定する各地方公共団体情報システムに共通する基準のうち電磁的記録において用いられる用語及び符号の相互運用性の確保その他の地方公共団体情報システムに係る互換性の確保に関する標準を定める命令（令和8年デジタル庁・総務省令第8号。以下この表において「データ要件・連携要件の標準を定める命令」という。）」に定められた連携方式でデータの提供及び利用ができること	実装必須機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0300002	2.1 共通	連携方式	・「データ要件・連携要件の標準を定める命令」に定められた連携方式以外の方式でデータの提供及び利用ができること	実装不可機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0300003	2.1 共通	文字コード変換	・提供側業務システムは、「データ要件・連携要件の標準を定める命令」に定められた「文字要件」に従うこと	実装必須機能		・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0300004	2.1 共通	エラー通知	・エラーが検出された場合は、提供側業務システム及び利用側業務システムへエラーが検出された旨をシステム管理者及び運用管理者へメール等で通知できる仕組みとすること	実装必須機能	・ジョブの制御、監視等を行うツール又はシステム内の正常な稼働を確認し、障害やリソース不足等を検知してシステム管理者に通知するツールを導入している場合は限り、ツール側へエラー通知を行うことを許容する	・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0300005	2.1 共通	処理ログ管理	・提供側業務システム及び利用側業務システムは、最低限「いつ」「誰が」「どこから（どの機能を利用）」「何を実行したか」等を確認し、その後の対策を迅速に実施するために、処理の開始や終了を通知する処理ログファイルを出力し、正常終了、異常終了を判別可能とすること。また、異常終了の際はどの処理でエラーとなったのか判別可能とすること ※個人番号（マイナンバー）の出力は禁止とする ・出力する処理ログファイルは、提供側業務システム及び利用側業務システムで別々に管理すること ・処理ログは、地方自治体が定める期間保管でき、書き込み禁止等の改ざん防止措置をとること	実装必須機能	・ログ出力するフォルダは実装時には必ず取り決めすること	・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0300006	2.2 API連携	利用側業務システムの認証	・OAuth2.0 アクセストークン：Bearerタイプ、認証方式：client_secret_jwtを採用すること	実装必須機能	・API連携を実装する場合において、実装必須とする	※将来的にID連携に係る対応方針の整理が進められる可能性を踏まえ、当面の間、暫定措置として、以下の認証方式の実装も可能とする −OAuth2.0（アクセストークン：Bearer client_secret_basic） ・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0300007	2.2 API連携	データ形式	・提供側業務システムは、JSONで返却すること	実装必須機能	・API連携を実装する場合において、実装必須とする	・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日
0300008	2.2 API連携	通信プロトコル	・通信プロトコルは、HTTP1.1以上を採用すること	実装必須機能	・API連携を実装する場合において、実装必須とする	・本機能を複数業務に跨るパッケージ製品の一部として提供する場合、本機能相当の機能要件を満たしていれば、機能配置等の実装方式は、必ずしも命令の規定を適用する必要はない	令和8年4月1日